

次亜塩素酸ナトリウム（多留見浄水池ほか2箇所）の

購入（単価契約）仕様書

（一般）

第1条 本仕様書にて購入する水道用次亜塩素酸ナトリウム（以下「次亜塩素酸」という。）は、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）において水処理用として使用するものである。

（関係法令等の遵守）

第2条 次亜塩素酸納入者（以下「納入者」という。）は、次亜塩素酸の納入に関するすべての関係法令等を遵守しなければならない。

（品質）

第3条 本仕様書に基づき納入する次亜塩素酸は、次の（1）・（2）の濃度及び品質規格に適合すること。

（1） 納入する次亜塩素酸は JWWA K120 2008-2 の品質一級で、納入時の品質が下表に適合する製品とする。

項目	規格
外観	淡黄色の透明な液体
有効塩素	12%以上
遊離アルカリ	2%以下
臭素酸	50 mg/kg 以下
塩素酸	4000 mg/kg 以下
比重（20℃）	1.16 以下
食塩（NaCl）	4%以下

（2） 日本水道協会規格かつ「水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年2月23日厚生省令第15号）」第1条第16号（改正された場合、最新のものとする。）に規定する水道用薬品により水に付加される物質について、同省令別表第1の基準を満たすこと。また設定最大注入率は100 mg/Lとし、試験方法は「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン（厚生労働省健康局水道課）」（改正された場合、最新のものとする。）に基づくものとする。

（品質の検査）

第4条 納入者は、前条第1項の各号に示した項目に適合することを証明する分析試験結果書を発注者に提出しなければならない。ただし、（公社）日本水道協会の水道用薬品等の認証登録を受けている場合については、その証明書（写し可）の提出をもって代えることができる。

2 前項の分析試験結果書は、計量証明事業登録（濃度）を受けた事業所等、計量法（平成4年5月20日法律第51号）に基づき計量証明の事業

を行うことができる者において提出日より1年以内に発行されたものに限る。

- 3 発注者は必要に応じて試料を採取し、前条の規格等に適合しているか試験を行なうものとする。
- 4 発注者が前項の試料の有効塩素濃度について試験を行なった結果、前条の規格等に適合しないことが判明した場合は、納入者の責任と負担により取り替えるものとする。

(納入)

第5条 納入場所は、次のとおりとする。

大阪広域水道企業団 北部水道事業所

- (1) 多留見浄水池 (豊能郡豊能町木代12-4)
- (2) 北部第1 (彩都) ポンプ場 (茨木市彩都あさぎ4-1)

大阪広域水道企業団 豊能地域水道センター

- (1) 豊能町受水場 (豊能郡豊能町東ときわ台6-7-12)
- 2 納入者は、納入に先立って企業団職員から納入日時の指示を受け、その指示された日時に次亜塩素酸を納入しなければならない。納入日時は、原則として閉庁日を除く午前9時から午後4時30分までとする。ただし、緊急時はこの限りではない。
- 3 次亜塩素酸は、液温の上昇により有効塩素濃度低下や塩素酸濃度上昇が生じるため、納入時の液温を極力低温に維持するよう努めること。
- 4 納入者は、次の各号に掲げる事項を納入計画書として作成し、発注者の承認を得なければならない。
 - (1) 納入に関する取扱責任者の経歴書
 - (2) 薬品の濃度、比重、温度の関係を示したもの
 - (3) 緊急時の連絡体制表

(購入予定数量)

第6条 北部水道事業所の購入予定数量は概数5,000kg、発注1回当たりの購入予定数量は原則200kg程度とする。

豊能地域水道センターの購入予定数量は概数5,000kg、発注1回当たりの購入予定数量は原則500kg程度とする。

水量、水質等の変動で購入数量は変動する。

各月の購入予定数量は別紙のとおりとする。

また、災害時等には、ライフラインである水道の事業継続に配慮し、次亜塩素酸の優先的な供給に協力すること。

(契約期間)

第7条 契約期間は、令和8年7月1日から令和9年6月30日までとする。

(請求書等)

第8条 納入者は、北部水道事業所と豊能地域水道センターの各々に請求書、納品書及び必要書類を提出すること。

(納入場所への入場)

第9条 豊能町受水場への入場は発注者が現地に到着後、開錠して入場するので、納入時間は十分に打ち合わせをした上で厳守すること。

(容器回収)

第10条 使用済みの容器は受注者が回収し処分とする。

(緊急時の対応)

第11条 水処理上緊急に納入を依頼する場合があるので、納入者は緊急連絡先を提出するとともに、これに応じられる体制を整えておくこと。

(疑義等の決定)

第12条 本仕様書に定めのない事項、又は契約書及び仕様書に関して疑義が生じた時は、発注者及び納入者協議の上これを定める。

(原状回復)

第13条 納入時等において、装置、建物等へ損傷を与えた場合は、納入者の負担において原状回復するものとする。

次亜塩素酸ナトリウム購入予定数量

	北部水道事業所		豊能地域水道センター	
	予定数量 (kg)	予定数 (箱)	予定数量 (kg)	予定数 (箱)
7月	400	20	600	30
8月	600	30	600	30
9月	400	20	600	30
10月	400	20	600	30
11月	400	20	400	20
12月	400	20	400	20
1月	400	20		
2月	400	20		
3月	400	20		
4月	400	20	600	30
5月	400	20	600	30
6月	400	20	600	30
合計	5,000kg	250箱	5,000kg	250箱